

兵庫県公報

平成25年3月26日 火曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示	ページ
○平成24年10月14日執行の兵庫県揖保川岩浦土地改良区総代選挙の当選の効力及び選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決	1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第16号

平成24年10月14日執行の兵庫県揖保川岩浦土地改良区総代選挙の当選の効力及び選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決

平成24年10月14日執行の兵庫県揖保川岩浦土地改良区総代選挙の当選の効力及び選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成25年3月26日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈 蔵

裁 決 書

審査申立人

たつの市揖保町山下210番地

真 殿 泰 昌

たつの市揖保町中臣326番地

上 田 英 夫

上記審査申立人（以下「申立人」といいます。）が平成24年11月7日付けで提起した平成24年10月14日執行兵庫県揖保川岩浦土地改良区総代選挙（以下「本件選挙」といいます。）における当選の効力及び選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決します。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する審査の申立てを却下します。

本件選挙における選挙の効力に関する審査の申立てを一部認容することとし、平成24年11月5日付けでたつの市選挙管理委員会が行った申立人の異議の申出に対する決定は、これを取り消すとともに、本件選挙のうち第3選挙区における選挙は、これを無効とします。

審査の申立ての要旨

本件選挙の当選人である申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、平成24年10月15日付けでたつの市選挙管理委員会（以下「市委員会」といいます。）に対して異議の申出をしたところ、市委員会は同年11月5日、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」といいます。）をしました。

申立人は、原決定を不服として、原決定を取り消し、当選人の当選を無効とする旨及び本件選挙を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てを行ったものです。

その審査の申立ての理由を要約すると、次のとおりです。

1 選挙妨害及び無投票選挙の画策について

坪田喜八氏は、上田勝行氏の立候補届出書を手元にとどめ置き、提出しなかったことに加え、坪田昌三氏の辞退届を作成の上同氏に署名捺印を強要し、本件選挙第3選挙区の選挙長である二井寛氏（以下「第3選挙区選挙長」といいます。）に提出した。これは、無投票選挙の画策を背景にした選挙妨害であるとともに、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）（以下「施行令」といいます。）第17条の3の規定に違反する。

また、池田新一氏、原田繁男氏、坪田喜八氏及び第3選挙区選挙長は、無投票選挙とするよう、申立人（上田英夫氏）に要請した。これは、施行令第17条の3の規定に違反する。

さらに、10月10日に申立人が市委員会を訪れた際、市委員会委員長の三藤省瑞氏（以下「市委員会委員長」

といいます。)が「無投票が当たり前で、選挙なんて馴染まない」と発言するなど、揖保川岩浦土地改良区の役員、第3選挙区選挙長、市委員会委員長を含め、全体が無投票に向かって進行した。

2 市委員会の事実認定の方法について

市委員会は、原決定に係る審理において、第3選挙区選挙長、坪田喜八氏、北村榮藏氏、坪田昌三氏及び上田勝行氏に参考人として陳述させたが、申立人に対して審尋を行っていない。これは、あたかも無投票選挙の画策に同調するかの如き事実認定によって異議の申出を棄却したものであり、不当である。

市委員会は「10月10日に申立人が市委員会に提出した調査依頼書（異議の申出書と同内容）と同日の聞き取り内容で事足りる」と主張するが、異議の申出書の提出後に申立人に対する審尋が必要である。

また、池田新一氏及び市委員会委員長に参考人として陳述させることを求める。

3 選挙人名簿の調製について

申立人が8月24日に選挙人名簿を閲覧したところ、平成20年のものであったが、今回の選挙に関し作成されていないのであれば、施行令第7条の規定に違反する。

4 立候補の受付時間について

立候補の届出の受付は、10月7日及び同月8日の午前8時30分から午後5時までの間に揖保川岩浦土地改良区事務所（以下「事務所」といいます。）で行われるところ、同期間のうち、10月7日午前8時30分から正午まで、同月8日午前8時30分から午前10時30分及び午後1時10分から午後5時までを除く時間は事務所が閉鎖されており、立候補の届出が妨げられた。これは施行令第17条の3第1項及び第5項の規定に違反するとともに、定数を超えさせないようにするために行った立候補妨害である。

5 立候補届出書の提出者等について

坪田喜八氏は、多数の候補者に係る立候補の届出書を事前にとりまとめ、立候補の届出日に第3選挙区選挙長に提出したが、立候補の届出書は本人或いは委任状を持った代理人が届け出る必要があるため、施行令第17条の3の規定に違反する。

6 立候補の受付について

(1) 第3選挙区選挙長が不在であったことについて

10月7日午前8時30分の時点で、事務所に第3選挙区選挙長が不在で、候補者である坪田喜八氏が受理しようとしていた。申立人が「担当違い」と指摘したところ、坪田喜八氏が第3選挙区選挙長を呼びに行った。

(2) 第3選挙区選挙長による受付拒否について

申立人（真殿泰昌氏）が委任状を添えて北村榮藏氏の立候補の届出書を提出しようとしたところ、第3選挙区選挙長が北村榮藏氏に電話をし、立候補の意思の有無を確認の上立候補届出の受理を拒否した。これは、あからさまな選挙妨害であるとともに、施行令第17条の3の規定に違反する。

市委員会の弁明の要旨

本件審査申立てに対する市委員会の弁明は、本件審査申立てを棄却するとの裁決を求めるものですが、要約すると、次のとおりです。

1 選挙妨害及び無投票選挙の画策について

市委員会が関係者に参考人として陳述させた結果、坪田喜八氏は、上田勝行氏の立候補の届出書の提出を恣意的に怠ったものではなく、坪田昌三氏に恣意的に辞退届を作成させたものではなかったことを確認した。申立人は、候補者等による法の規定違反を主張しているのであって、選挙の管理の任にある機関による管理執行の手續に関する明文の規定違反又は選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたことを主張するものではないため、選挙無効原因の主張として失当である。

次に、申立人が「第3選挙区選挙長が無投票とすることの協力を要請された」と主張する件につき、市委員会が第3選挙区選挙長に確認したところ、選挙前にそのような事実はなかったことを確認した。また、市委員会委員長による10月10日の発言の趣旨は、「選挙前には他の土地改良区においても話合いが行われているようである。」ということであり、無投票の画策に同調するものではない。

その他の主張は、裏付ける具体的な根拠も示されておらず、選挙前後の断片的な事柄や請求人の憶測に基づくものである。

2 市委員会の事実認定の方法について

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）（以下「行服法」といいます。）第48条で準用する同法第30条に「異議の申出人の申立て又は職権で審尋を実施することができる」と規定されているところ、本件については、申立人から審尋の申立てはなかった。また、市委員会は、異議の申出の内容が選挙無効事由に該当するか否

かの判断に当たり、関係者に参考人として陳述させたものである。

市委員会としては、参考人による陳述、申立人が10月10日に市委員会に提出した調査依頼書及び同日の申立人からの聴取内容により、十分に事実認定ができるものである。

3 選挙人名簿の調製について

申立人が8月24日に閲覧した選挙人名簿は、平成20年に作成したものに加筆修正したものである。本件選挙に当たり、選挙人名簿は適正に調製されている。

4 立候補の受付時間について

立候補の届出の期間のうち、その受付場所である事務所が閉鎖された時間があったことは、施行令第17条の3第5項の規定に違反したこととなるが、このことにより立候補できなかった組合員がいることにつき選挙長や市委員会への申出はなかった。また、申立人からは、他の組合員が立候補できなかった旨の新たな具体的事実の摘示はなかった。したがって、選挙の結果に異動を及ぼすおそれはない。

5 立候補届出書の提出者等について

施行令第17条の3の規定により、候補者は、立候補の届出書を文書により選挙長に提出する必要があるが、候補者が自ら提出する必要がある旨の規定はないため、代理人による提出でも差し支えないものと解する。また、委任状の添付についての規定はないため、委任状の添付は不要と解する。

6 立候補の受付について

(1) 第3選挙区選挙長が不在であったことについて

立候補の届出の期間である10月7日午前8時30分に第3選挙区選挙長が不在であったことは、選挙の規定に違反したこととなるが、立候補できなかった候補者があることにつき、第3選挙区選挙長や市委員会に対する申出はなかった。したがって、選挙の結果に異動を及ぼすおそれはない。

(2) 第3選挙区選挙長による受付拒否について

立候補の届出の受付に際しては、選挙長に実質的審査権はなく形式的審査によるものとされているところ、第3選挙区選挙長が候補者に立候補の意思を確認したことは、実質的審査を行ったこととなる。

しかし、市委員会が原決定に係る審理において北村榮藏氏に参考人として陳述させた結果、同氏が申立人（真殿泰昌氏）に立候補届出書を預けた時点から、終始、「有投票となる時は立候補をしない。」と、立候補の意思がなかったことを確認したため、当該行為は受付拒否には該当しないと解する。したがって、当該行為により選挙の結果に異動を及ぼすおそれはない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを受理し、市委員会から審査の申立てに対する弁明書、再弁明書及び原決定の関係書類を、並びに、申立人から市委員会の弁明に対する反論書及び再反論書の提出を求め、慎重に審理を行いました。その結果は、次のとおりです。

1 本件選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

本件審査の申立てのうち当選の効力を争う部分についてみると、申立人は、審査の申立て理由において、当選人の当選の無効を求める旨の主張をしていません。また、市委員会から徴した異議の申出書及び原決定の決定書によれば、申立人は、市委員会に対する異議の申出において当選の効力を争う申出を行っていません。

現行の法令では、選挙争訟は、選挙の効力に関する争訟と当選の効力に関する争訟に判別されており、これらはその目的を全く異にするものです。すなわち、選挙の効力に関する争訟にあっては選挙の効力そのものを争うものである一方、当選争訟にあっては選挙が有効であることを前提として当選人の効力を争うものであって、両者はそれぞれ別個の争訟と考えるべきとされています。こうしたことから、施行令第27条第2項に規定の当選の効力に関する審査の申立てを行うためには、同条第1項に規定の当選の効力に関する異議の申出の決定を経なければならぬものであり、本件選挙における選挙の効力に関する原決定に対する審査の申立てにおいて、本件選挙における当選の効力を争うことは、異議の申出を経ない不適法なものと認められます。

したがって、当選の効力を争う審査の申立ては、却下すべきものです。

2 本件選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて

およそ選挙が無効とされるのは、施行令第28条の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られています。

同条に関する最高裁判所の判決は見当たりませんが、公職選挙法（昭和25年法律第100号）（以下「公選法」といいます。）に同様の規定があり、公選法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反する」とは、「主と

して選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これにあたるものではない。」とされています（昭和61年2月18日最高裁判所判決）。また、同判決で最高裁判所は、「もつとも、このような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事情を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効にしなければならないことも考えられないではない。」としています。さらに、「選挙管理の任にある機関以外の者の行為であっても、選挙の管理執行に密接に関連する事務を行う者が、選挙地域内の選挙人全般の自由な判断による投票を妨げ、選挙の自由公正の原則を著しく阻害したと認められるものである場合には、『選挙の規定に違反することがあるとき』に当たると解するのが相当である。」とされています（平成14年7月30日最高裁判所判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」とされています（昭和29年9月24日最高裁判所判決）。

このような観点から、申立人の主張について本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて判断します。

(1) 選挙妨害及び無投票選挙の画策について

選挙無効原因としての「選挙の規定に違反するとき」とは、前述のとおりであり、「選挙事務に関係のない者の行為は、その行為者が選挙犯罪に問われることはあっても、選挙無効の原因となるものでない」とされています（昭和30年8月9日最高裁判所判決）。申立人が主張する池田新一氏、原田繁男氏及び坪田喜八氏は、管理執行の任にはないことから、「選挙の規定に違反する」場合には該当しません。

次に、市委員会の弁明によれば、第3選挙区選挙長は、申立人（上田英夫氏）に対して無投票選挙とすることの協力を要請した事実はないとしています。また、市委員会委員長の発言は、無投票選挙を画策する趣旨のものではないとしています。仮に、申立人の主張のとおり第3選挙区選挙長がそのような要請を行い、市委員会委員長の発言が無投票選挙を画策する趣旨であった場合でも、管理執行に関する明文の規定に違反するものではありません。

また、当委員会が市委員会から徴した原決定の関係書類によれば、本件選挙において、集落ごとに立候補者の調整が図られたということが認められますが、このことが直ちに違法な行為であるということとはできません。

さらに、上記の行為により、本件選挙において立候補をすることが不可能となるなど、選挙の基本理念である自由公正が著しく阻害されたということもできません。したがって、本件選挙の無効原因とすることはできません。

(2) 市委員会の事実認定の方法について

行服法第48条で準用する同法第27条及び第30条に規定する参考人の陳述及び異議の申出人に対する審尋は、ともに、異議の申出人の申立て又は職権により実施することができることとされていますが、申立人は、市委員会に対しこれらの申立てを行っていません。また、参考人として陳述させる者は、異議の申出に対する決定のために必要か否か、市委員会が自由に判断したところにより決することができるものとされています。したがって、異議の申出に対する市委員会の決定の^{かし}瑕疵を主張する申立人の理由は、採用することができません。

なお、申立人は当委員会に対し、池田新一氏及び市委員会委員長に参考人として陳述させることを要求していますが、申立人が主張するこれらの者の行為は、前述のとおり選挙無効原因とは認められないため、陳述をさせることは要しないものと解します。

(3) 選挙人名簿の調製について

市委員会の弁明によれば、本件選挙に際し、選挙人名簿は適正に調製されており、施行令第7条の規定に違反していないとしています。

仮に、申立人の主張のとおり、選挙人名簿が適正に調製されていない場合は、施行令第7条第4項の規定に違反し、当該名簿は無効と解されるため、当該名簿に基づいて執行された選挙は無効とされることがあると解されます。しかし、本件選挙は無投票選挙であり、選挙の結果に異動を及ぼすことはないため、本件選挙の無効原因とすることはできません。

(4) 立候補の受付時間について

立候補の届出は、施行令第17条の3第1項の規定により、選挙の期日の告示があった日から2日間になされなければならないとされていますが、申立人の主張のとおり、立候補届出の受付場所である事務所が閉鎖されていた期間があり届出をすることができない状況であったことは、同条同項の規定に違反します。

しかし、市委員会の弁明によれば、このことが原因で立候補の届出をすることができなかった者があることについて、選挙長及び市委員会に対して申立てをする者はなかったとしています。また、申立人から当委員会に対しては、このことが原因で立候補の届出をすることができなかった者があることについての具体的な事実の摘示はありませんでした。さらに、本件選挙の区域及び選挙人の数は限られていることから、立候補の届出をすることができなかった者があることの実事の把握は容易と考えられますが、立候補の届出期間から数箇月が経過した現在においても立候補の届出をすることができなかった者があることについての申出をする者が存在しません。これらの事実から、事務所が閉鎖されていたことにより立候補の届出をすることができなかった者はなかったと解するのが相当です。

したがって、選挙の結果に異動を及ぼすおそれはなかったものと認めることができるため、本件選挙の無効原因とすることはできません。

(5) 立候補届出書の提出者等について

立候補の届出は、施行令第17条の3第1項の規定により、「文書で、その旨を選挙長に届けなければならない。」こととされていますが、候補者本人による届出が必要である旨の規定はありません。また、立候補の届出書に記載すべき事項は、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）（以下「施行規則」といいます。）第21条の2に規定されていますが、添付書類が必要である旨の規定はありません。

したがって、立候補の届出は、候補者に代わって代理人が提出することは可能であり、申立人の主張には理由がありません。

(6) 立候補の受付について

ア 第3選挙区選挙長が不在であったことについて

立候補の届出は、施行令第17条の3第1項及び第5項の規定により、選挙の期日の告示があった日から2日間の午前8時30分から午後5時までの間とされていますが、第3選挙区選挙長が告示日である10月7日午前8時30分に立候補の届出の受付場所である事務所におらず、届出書類の審査終了後、直ちに届出書を受理できる状態になかったことは、同条同項の規定に違反します。

しかし、市委員会の弁明によれば、このことが原因で立候補の届出をすることができなかった者があることについて、第3選挙区選挙長及び市委員会に対して申立てをする者はなかったとしています。また、申立人から当委員会に対しては、このことが原因で立候補の届出をすることができなかった者があることについての具体的な事実の摘示はありませんでした。さらに、本件選挙第3選挙区の区域及び選挙人の数は限られていることから、立候補の届出をすることができなかった者があることの実事の把握は容易と考えられますが、立候補の届出期間から数箇月が経過した現在においても立候補の届出をすることができなかった者があることについての申出をする者が存在しません。これらの事実から、第3選挙区選挙長が不在であったことにより立候補の届出をすることができなかった者はなかったと解するのが相当です。

したがって、選挙の結果に異動を及ぼすおそれはなかったものと認めることができるため、本件選挙の無効原因とすることはできません。

イ 第3選挙区選挙長による受付拒否について

土地改良区総代選挙における立候補の届出の受理に際しての選挙長の審査義務に関し、最高裁判所の判決は見当たりませんが、公選法の規定に基づく立候補の届出の受理に関しては、一般に、選挙長は届出の受理に際しては、形式的要件の審査はこれをなすうが、「実質的審査をする権利もなく義務もない」とされています（昭和28年5月15日最高裁判所判決）。このため、選挙長は、提出された立候補の届出書について、施行規則第21条の2に規定する記載事項に不備がない場合は、実質的要件の瑕疵を客観的に明白な事実として知り得た場合を除き、正規の手続で立候補の届出がなされたものとして受理しなければならないものと解されます。

本件選挙について、第3選挙区選挙長は、申立人の主張のとおり、北村榮藏氏の立候補の届出の受付に際し、北村榮藏氏に電話で立候補の意思を確認するなど、その権限である形式的審査の範囲を超えて実質的審査を行った上、これを不受理としたことは明白ですので、第3選挙区選挙長のなした不受理の措置は、施行令第17条の3の規定に違反し、違法というべきものです。

次に、選挙の結果に異動を及ぼす場合とは、前述のとおりです。すなわち、当該規定違反がなかった

ならば、選挙の結果に異動を及ぼすおそれのあり得ないことが十分に推察される場合や、異動の可能性のあるような違法があっても、具体的事実につき異動を及ぼすことがなかったことが十分に立証される場合は、異動を及ぼすおそれがないと考えるべきと解されています。

当委員会が市委員会から徴した原決定の関係書類によれば、北村榮藏氏は、立候補者が「定数を超える場合は立候補をしない」ことを付言して、申立人（真殿泰昌氏）に立候補の届出書を預けたとの記載があります。また、北村榮藏氏は、立候補者が定数を超えたことについて申立人（真殿泰昌氏）から連絡がなかった場合であっても、これを知ったときは「辞退の届出をするつもりであった」との記載があります。仮に記載内容が事実であれば、北村榮藏氏の立候補の届出書が受理され、立候補者が定数を超えた場合でも、第3選挙区選挙長は、北村榮藏氏の申出により立候補の届出を取り消すことが可能であるため、結果として、無投票選挙となっていたと考えることもできます。

しかし、仮に北村榮藏氏の立候補の届出書が受理され、立候補者が定数を超えることとなった場合、投票により当選者が決定されることとなることを受け、新たな立候補者が現れた可能性が考えられます。また、過去の当該選挙が無投票であったことや、本件選挙においても立候補者が定数を超えたことにより立候補を辞退した者があったことも鑑みると、立候補者が定数を超えることとなった場合、立候補の辞退者が現れた可能性も考えられます。これらは、いずれも当選人の変動に繋がり、当落に異動を及ぼすものと考えられます。すなわち、施行令第28条に規定する「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある」場合に該当すると解するのが相当と認められます。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する審査の申立ては不適法なものとして却下すべきものですが、選挙の効力に関する申立人の主張には理由があるため、原決定は取消しを免れません。

よって、当委員会は、行服法第40条第1項及び3項の規定により主文のとおり裁決します。

なお、本件選挙の無効原因と認められたもの以外にも、立候補の届出の受付に当たり違法な管理執行が認められました。土地改良区は、農家の自主的な団体ですが、同時に公益を目的とする公共的色彩の強い団体であり、その総会に代わるべき総代会は、土地改良区の最高意思決定機関です。総代の選挙が土地改良法（昭和24年法律第195号）第23条第4項の規定により、選挙管理委員会の管理のもとに直接平等秘密の原則により行われるのは、まさに、この要請に応えるためのものです。

市委員会には、今後、法の趣旨を十分に認識の上、適正に選挙を管理執行するよう強く求めます。

平成25年3月25日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈 蔵

教 示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として（この場合において、兵庫県選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。